

凡例

- 1 本書は、九名の執筆者による、各法制史料についての解説と具体的な読解例を示したものである。
- 2 各章の構成は、総説に引き続き各史料の【解題】【史料】【解説】【書式】【参考文献】からなる。【史料】は①原文、②訓読、③語釈、④和訳を施すことを一応の原則とする。ただし、各章で挙げる史料の性質によっては、説明の順番を変更したり割愛したりして、必ずしもこの原則に従っていない場合もある。史料の書影は必要最小限にとどめたため、掲載を割愛した章もある。
- 3 史料の原文、訓読文、語釈の見出しの漢字表記はすべて正字体で統一した。
- 4 史料の訓読には歴史的仮名遣いを用いた。また白話傾向の強い史料については、訓読をせず、和訳のみにとどめた。
- 5 史料訓読の方法については、各執筆者によって必ずしも統一した読み方をしていない場合がある。これは近世漢語の訓読において決まった読み方が定着していないことから、各執筆者の読み方を尊重したことによる。
- 6 史料の原文と訓読文は原則として文節を設けなかったが、史料の形式によっては、それに改行を施した。これに対し、和訳文は読みやすさを考慮して適宜文節に分けた。
- 7 複数の章で重複する語釈については、相互に矛盾がないかぎり、執筆者それぞれの表記を生かしたが、他処で類似した説明がある場合には適宜「参照」とした。
- 8 本文中に典拠文献を示す場合は、たとえば山本英史が一九八七年と二〇〇四年にそれぞれ公表した文献の場合、「山本一九八七」「山本二〇〇四」といった略記を用い、【参考文献】において略記した文献との関係を明示した。

9 索引の語句は文書用語と法制史用語を中心に採択した。ただし、【史料】②訓読および【参考文献】に現れる語句については繁雑さを避けるため採択を見送った。